

空き店舗家賃支援事業補助金チェックリスト

□ にチェックを入れてください。

対象物件

- 自己所有でなく、賃貸借による物件である。
(所有者と生計が同一でなく、かつ2親等以内の親族でないこと)
- 以前に「空き店舗対策家賃支援事業補助金」を活用していない
- 日本標準産業分類に基づき、情報サービス業・専門サービス業・小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・医療業のいずれかの業種である
- 都市計画法に規定する以下の地域の物件である。(産業ミライ推進課でチェック済み)
【補助上限100万円】第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、特定用途制限地域
【補助上限200万円】近隣商業地域および商業地域
(地区計画制度に定められている地区を除く)
- 交付申請時に開店していない
- 昼間営業を週に3日以上とし、かつ、夜間営業は24時までであること
- 下記に該当しない。
 - ×店舗面積が1,000㎡以上である
 - ×店舗内のテナントである
 - ×風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗である
 - ×市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店
 - ×専用住宅の一部を改装または住宅としての賃貸を前提としているアパートである

対象者

- 太田市に住民登録があり、かつ、継続して太田市に住民登録する意思がある者
(法人の場合は代表者、外国人は日本国内で就労が認められる残留資格を有すること)
- 市税を滞納していない
(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- 開業後、3年以上継続して営業できる
(3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり)

申請に必要な書類等

1	<input type="checkbox"/>	・ <u>補助金等交付申請書【指定書式】</u>
2	<input type="checkbox"/>	・店舗の位置図 (店舗の位置がわかるもの。インターネットの地図サイト等を印刷したもので可。)
3	<input type="checkbox"/>	・賃貸借契約書の写し
4	<input type="checkbox"/>	・補助金の交付を受けようとする者の履歴書 (申請者の役職や職歴等。顔写真の貼付は不要。)
5	<input type="checkbox"/>	・ <u>開業計画書【指定書式】</u> (太田商工会議所・新田商工会と協議のうえ作成し経営指導員の署名があるもの。)
6	<input type="checkbox"/>	・住民票写し(コピー可) (申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません。)
7	<input type="checkbox"/>	・ <u>登記簿謄本(履歴事項全部証明書)</u> (コピー可) (申請者が法人である場合のみ。)
8	<input type="checkbox"/>	・確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書)の写し ※個人 ・法人税申告書別表一、貸借対照表、損益計算書決算書の写し ※法人 (直近の年分のもの。個人、法人共に既に起業している場合のみ提出が必要。)
9	<input type="checkbox"/>	・ <u>太田市税等完納照合票(個人又は法人代表者個人用)【指定書式】</u> (世帯全員の滞納がないことを確認。収納課(本庁舎2階)にて照合してください。)
10	<input type="checkbox"/>	・ <u>太田市税等完納照合票(法人用)【指定書式】</u> (申請者が法人である場合のみ。)
11	<input type="checkbox"/>	・ <u>誓約書【指定書式】</u>
12	<input type="checkbox"/>	・店舗の開業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し
13	<input type="checkbox"/>	・ <u>空き店舗支援事業補助金チェックリスト【指定書式】</u>

※【指定書式】の書類は、市ホームページからダウンロード又は産業ミライ推進課窓口にて配布しています。